

神奈川県監査委員公表第4号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県人事委員会委員長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月24日

神奈川県監査委員 大竹 准一
同 吉川 知恵子
同 中家 華江
同 柳下 剛
同 斉藤 たかみ

1 措置の対象となった監査の結果

令和7年10月8日神奈川県監査委員公表第17号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち人事委員会分1か所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県人事委員会事務局総務課	令和7年9月29日（令和7年8月8日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度県職員採用試験等論文採点業務委託ほか2件（単価契約、支払額計4,987,004円）及び採用試験情報システムのシステム改修業務委託（契約額2,225,740円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える競争入札又は随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	不適切事項については、当契約結果の公表の事務に係る進行管理が不十分であったことによるものであり、令和7年8月12日に契約結果の公表を行った。 今後は、このようなことがないよう、局内の執行管理を行う差引簿を用いて、契約結果の公表が必要であることを確認できる仕組みを導入するなど、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。